

由布市地域医療・介護情報連携システム構築運用業務委託仕様書

1. 業務名

由布市地域医療・介護情報連携システム構築運用業務委託（以下「本業務」）

2. 本業務の目的

由布市地域医療情報・介護情報の連携を図り、医療機関にかかる患者また介護サービスを受ける利用者の情報を多職種のスタッフ間で共有し、患者・利用者の療養をより充実させる。

3. 本業務委託予算額

5,357 千円以内（平成 29 年度の運用費用及び消費税 8 %を含む）

4. 基本要件

- (1) インターネットを通じてアプリケーションを使用するクラウド型にて、システムを提供すること。
- (2) PC・スマートフォン・タブレット端末において、利用可能なシステムであること。
（OS・ブラウザのバージョンアップに対応すること）
 - ①スマートフォン・タブレット端末の OS は、Windows、iOS および Android とする。
 - ②ブラウザは Windows Internet Explorer、Edge、Google Chrome、Firefox、Safari のいずれか数種類のブラウザに対応すること。
- (3) 厚生労働省の示す「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に準拠すること。
- (4) 今後、厚生労働省が示す「保健医療情報分野の標準規格（地域医療連携における情報連携基盤技術仕様）」や「次世代型保険医療システム」に本システムの患者・利用者情報データが関わる場合には、標準レイアウト等を無償で対応すること。
- (5) システムの導入にあたり取扱い説明書の納入、および担当者への教育を行うこと。
- (6) 運用開始から 1 年の間は、様式のカスタマイズについて無償で対応すること。
- (7) 操作・運用教育、法制度改正への対応、緊急時のサポート、業務におけるイベントや通常業務における Q&A 支援等について、人的サポート体制など安定した運用ができるよう配慮されていること。
- (8) タブレット端末について
 - ①タブレット端末 25 台以上に本業務運用の為に必要なアプリケーション等をインストールし、当会事務局へ納品すること。
 - ②SIM フリーおよび Wi-Fi 機能を有した新品現行機種であること

- ③Microsoft®Office 製品 (Word、Excel) インストール済であること
- ④その他プリインストールソフトについては、決定業者との事前協議
(Acrobat Reader、PowerPoint Viewer など)
- ⑤画面サイズは、7.9 インチ以上とすること

5. セキュリティ要件

- (1) 導入およびサポートを行う事業者等は、「プライバシーマーク」を取得していること。
- (2) 本業務のデータは、総務省が示す「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針」及び「IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」、「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」を満たしているデータセンターに保全すること
- (3) 個人情報を含むデータの通信は暗号化を行うこと。
- (4) システム操作におけるセキュリティ対策
 - ① スタッフごとに固有の ID・パスワードを用いてシステムへログインできること。
 - ② 施設・事業所またはスタッフ単位で、利用可能なシステム機能および閲覧可能な患者・利用者を制限できること。
 - ③ スタッフの ID ごとに操作ログ (日時、スタッフの所属する施設・事業所、対象の患者・利用者) が記録され、権限を持つ由布市地域医療・介護情報連携の管理担当者 (以下、管理者という) が閲覧できること。
 - ④ システム利用端末を、管理担当者が制限 (登録等で) できること。その際、各端末への証明書インストールを必須としない手法とし、電子証明書やプラグイン等、特別な設定が不要な環境で利用できること
 - ⑤ システム利用端末を紛失または盗難等で第三者が使用する可能性が生じた場合など、該当するスタッフの ID を管理者が停止操作を行うことで、第三者のログインを防止できること。
 - ⑥ システムにログイン後、一定時間操作を行わなかった場合、自動的にセッションが切断されること。
 - ⑦ スタッフごとのパスワード変更が可能なこと。

6. システム機能要件

患者・利用者の情報共有 (データベース・ファイル管理・共有機能)、およびスタッフ間の情報共有 (グループウェア機能) を行う機能を有していること。また、患者・利用者の情報共有では、当会で検討中の地域連携シート「ケアカンファレンスシート/医療介護連携票など」(※別添エクセル様式)を事業所・スタッフ間で共有する機能を有していること。

(1) 患者・利用者の情報共有に関する機能

- ① 個人情報・基本情報 (台帳) を登録・閲覧・管理できること。

※以下の項目を含むこととする。

「漢字氏名・フリガナ・生年月日・性別・住所・電話番号・要介護度・被保険者番号・保険者番号・認定日・有効期限」

- ② 登録されている住所より、Google マップ等の地図情報を参照できること。
- ③ 患者・利用者ごとに情報を閲覧可能な施設・事業所、およびスタッフを管理者が設定できること。
- ④ 患者・利用者の新規登録時、管理者が承認操作を行うことで、スタッフが情報を閲覧可能となること。
 - ・ 重要な内容はフラグをつけて投稿することで、関係者が重要性を認識できること。また、重要な投稿のみに絞り込んで閲覧できること。
- ⑤ 患者・利用者ごとに、ファイル（PDF、Word、Excel、PowerPoint など）を集約して投稿・閲覧できること。
- ⑥ 権限付与された範囲で、患者・利用者を一覧表示できること。表示については、氏名 50 音順・施設順・訪問来所日時順・担当職員順など複数条件指定での並び替え機能を有していること。

(2) スタッフ間の情報共有に関する機能

- ① システムに登録されているスタッフ間で送受信可能な、メール機能を有していること。
 - ・ 施設・事業所宛、スタッフ個人宛で送信できること。
 - ・ ファイルが添付できること。
- ② システムに登録されている全てのスタッフへ向けた、掲示板を投稿できること。
 - ・ ファイルが添付できること。
 - ・ 掲示板の開始日・終了日を設定し、対象の期間のみ情報が表示されること。
- ③ 任意のテーマごとにスタッフが意見交換を行う機能を有すること。
 - ・ テーマごとに閲覧可能な施設・事業所およびスタッフを設定できること。
 - ・ テーマごとにスレッド形式で投稿・閲覧できること。
 - ・ ファイルが添付できること。
 - ・ 閲覧済みのスタッフを確認できること。※画面表示のみでは閲覧済みの扱いとはせず、ボタン操作等を行うことで閲覧済みとする。
- ④ 地域情報連携に参加する施設・事業所およびスタッフを追加・変更・削除する場合、管理者の操作により実施できること。

(3) 地域連携シートの様式「ケアカンファレンスシート」・「医療介護連携票」の共有に関する機能

- ① 患者・利用者ごとに地域連携シートを共有できること。

- ② ケアカンファレンスシートと医療介護連携票中の同一の項目については、連動してデータの入力及び編集が可能であること。
- ③ 6. (1) 患者・利用者の情報共有に関する機能の①台帳管理については、システム内で入力・更新できることが望ましい。また、その際の項目については上記②のシートに反映すること。
- ④ 二重編集を防止するため、項目を編集する際、他の職員が編集中はその旨が確認できること。
- ⑤ 過去に作成した連携シートも含め照会・複製・印刷ができること。

7. システム運用規模

- (1) 対象となる患者・利用者数
約 2,000 人（データ保存期間は 5 年間）
- (2) システム導入事業所数（予定）
平成 29 年度：50 事業所
平成 30 年度以降：150 事業所（最大）
- (3) システム導入端末数（予定）
平成 29 年度：50 台
平成 30 年度以降：400 台（最大）

8. システム運用内容

- (1) 運用期間・時間
24 時間 365 日を基本とする。（計画停止期間は除く）
- (2) 問い合わせ対応
平日 9:00～17:00 とする。
- (3) ログ等の保存
紛争等が発生した場合に備え、ログの蓄積、管理を適切に行うこと。
また、捜査機関等からログの提出を求められた場合は、迅速に対応すること。
- (4) 保守・障害対応
 - ① 定期保守について、サービスが適切に提供できるよう、必要な範囲で行うこと。
停止期間について、当会へ事前に通知すること。
 - ② 障害発生時は、発生後速やかに当会へ連絡するとともに、早急に原因を特定し、復旧すること。ただし、大規模災害時等特殊な事情がある場合は、この限りではないものとする。

9. 追加提案

仕様書に示すもののほかに、有益な提案がある場合、提案すること。

10. 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

11. 損害賠償

受託者は、上記の守秘義務に違反し、又は怠ったことにより患者・利用者及び当会が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

但し、本業務の委託金額内（ハードウェアを除く）を限度とする。

12. 著作権（地域連携シートの様式「ケアカンファレンスシート」に係る著作権）

- (1) 本業務の履行過程で生じた納入物に係る著作権を含む知的財産は、原則として委託者である由布地域包括ケア推進協議会に帰属する。
- (2) 受託者は、納入物又はこれを複製・改変・翻案したものを販売・賃貸等することにより第三者の利用に供する場合には、予め由布地域包括ケア推進協議会と協議するものとする。

13. 契約

由布市地域医療・介護情報連携システム業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

14. 支払

月末締め・翌月支払いとし、30日以内に一括で支払う。

15. 検査および納入成果物

- (1) 受注者は、納入期限までに完了報告書を当会に提出し、当会の検査を受けるものとする。
- (2) タブレット端末（運用に必要なアプリケーション等をインストールしたもの）
- (3) システム利用取扱い説明書（紙媒体 51部、電子媒体 1部）
- (4) システム概要説明（設計）書（紙媒体 1部、電子媒体 1部）
- (5) システム運用取扱い説明書（紙媒体 1部、電子媒体 1部）
- (6) システム管理取扱い説明書（紙媒体 1部、電子媒体 1部）
- (7) システム保証書（紙媒体 1部、電子媒体 1部）

16. 納入期限

平成30年2月28日までとする。